

町民プールの利活用に係る検討経過と 今後の方針について

1 利活用に係る検討経過

●スポーツ施設としての民間事業者の意向把握（令和3年8月～9月頃）

民間のスポーツ施設（民営プール、民営屋内運動場など）として、施設継続の可否（可能性の有無）について把握するため、民間事業者に対して意向調査を実施した。

（1）協議先

事業者名	状況
㈱愛知スイミング	海津市の市民プール指定管理者
コナミスポーツ㈱	大垣市内スポーツ施設運営事業者
ミズノテクニクス㈱	養老町内の事業者（スポーツ用品メーカー）

（2）協議内容

養老町民プールをスポーツ施設として運営することを前提に、無償譲渡も含めて施設を取得する意向はないか。

（3）協議結果

上記(1)の3社が「辞退」し、いずれも施設を取得する意向はないとのことであった。

仮に、施設の無償譲渡を受けたとしても、維持管理に経費がかかり運営が困難であることや、主に町民を対象とした施設であることから経営が難しいとの回答であった。

（4）今後の検討の方向性について

「町公共施設検討会（区長連絡協議会や商工会など関係団体の代表者に、公募委員を加えた委員11名で構成）」において、意見を聞き検討することになった。

●町体育施設条例の一部改正（町民プールの廃止：令和4年3月）

令和3年2月の行財政改革推進審議会の答申（町民プールの廃止）を受けて、広報「よろう（3月号）」や町ホームページ等において住民等に周知し、屋内プールは同年4月まで、その他の施設については同年6月をもって休館とした。

その後、当該施設の利活用に係る方向性について検討を進める傍ら、令和4年3月議会において、町民プールの設置・管理に係る条例の一部改正の議決を得て、施設を廃止した。

● 公共施設検討会における検討経過

1、養老町公共施設検討会について

(1) 設立準備

①令和3年8月 設置

養老町の公共施設の適正なあり方等に関し、意見を聴取する場として、養老町公共施設検討会を設置。

②令和3年8月 公募委員の募集

養老町行財政改革推進審議会の答申を踏まえ、令和3年7月より一時休館している町民プール施設（公共施設）の中長期的な利活用について、意見を聴取するために、養老町公共施設検討会の公募委員を募集。

③令和3年8月 団体への委員依頼

養老町区長連絡協議会、養老町商工会、（公財）養老町スポーツ連盟、養老郡養老町PTA連合会、養老町社会教育委員会、養老町公私立園長会に委員の推薦依頼。

(2) 検討会の開催（対面会議3回、団体ヒアリング1回）

各回の会議概要は、事務局（建設課）にて取りまとめ、町HPで公表

・第1回（令和3年10月22日）

現況説明及び今後の進め方、意見聴取

・第2回（令和3年11月16日）

具体的提案への意見聴取

・第3回（令和3年12月7日）

具体的提案への意見聴取

・団体ヒアリング

主な意見

①防災拠点施設としての利用

②施設の機能移転・統合による利用

③新しい事業施設・運動施設としての利用

④民間事業者への賃貸・売却

(3) 検討会の結果を踏まえ、特命事項推進チーム（公共施設の維持管理）が「養老町公共施設統合等検討資料」（令和4年3月）を作成した。（別添資料1）

<基本方針>※抜粋

- ・保健センターと老人福祉センターの機能移転を基とした複合施設として利活用する。
- ・長期管理において施設整備及び維持管理に係る経費が、従来経費と比較して増額とならないことを基本とし、町のシンボリックな機能を持つ施設として残していく。

2、検討会後の経過（令和4年度）

- ・基本方針に基づき、特命事項推進チームにて改修案を作成し、「令和4年度 公共施設統合等検討資料」（令和4年12月）にまとめる。
- ・検討結果を基に、建設課にて「（仮称）養老町総合福祉センター改修工事基本設計業務」を発注。（令和5年5月完成）

3、公共施設等総合管理計画所管部署としての見解

旧町民プール施設についての複合施設への統合などを含めた利活用について、あらゆる可能性を検討したが、町における施設利用に関しては困難であると判断される。

このため、今後は「公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、民間企業などへの売却も視野に検討すべきであると考えている。

【養老町公共施設等総合管理計画（改訂版）】 ※一部抜粋

（1）公共施設基本方針

2）中長期的視点でのトータルコスト削減

- ・「将来的な利用が見込めず、売却等が可能と判断される財産が生じた場合には、適切に売却処分などを進める」こととしている。

3）公共施設の総量の検討（適正配置）

- ・総合福祉施設の検討経過において、施設の集約化・複合化は難しいという判断される。
- ・「老朽化等により用途廃止した施設については、（中略）原則として除却（解体）する」ほか、「施設の用途廃止後における建物については、公有財産の利活用に関する基本方針に基づき、有効活用を進める」としている。

●総合福祉施設整備に係る検討経過

1、総合保健福祉施設改修工事計画について

基本方針

1. 設計条件の整理

●事務所棟

保健センター及び地域包括支援センター、老人福祉センター（社会福祉協議会、シルバー人材センター）を集約した複合施設として利用する。

1階に地域包括支援センターと老人福祉センターの活用とし、2階に保健センターの活用とするよう計画する。

●旧プール棟

プールを撤去し大空間ドームを利用し多目的運動場とする。

緊急時は防災拠点としての機能を有した施設として計画する。

2. 設計方針の策定

2. 建物の利用形態から策定

●事務所棟

①保健センター

1) 乳児健診、定期健診施設。

2) また健診などで来館された保護者の交流の場として利用。

②老人福祉センター

1) 高齢者の多様な場としてサロンの運営など集いの場として活用する。

2) 社会福祉協議会事務所

3) シルバー人材センター

③地域包括支援センター

1) 高齢者の健康・医療・福祉などの必要なサービスを包括的に提供する事務所。

●旧プール棟

1) 雨天でも利用できるドームを利用し、軽スポーツが出来る多目的運動場。

2) 緊急時において防災拠点としての機能を有する施設とする。

3) 2階の見学スペースに子育て支援スペースを設置する。

子どもから高齢者までが集える場所として活用できる施設として計画する。

3. 各施設一覧

3-1. 事務所棟

① 保健センター

- 1) 1階部分 調理室
- 2) 2階部分 保健センター事務所
- 3) " 診察室で（歯科）、（内科）
- 4) " 身体測定室
- 5) " 相談室
- 6) " 消毒室、薬品庫、ディープフリーザー置場
- 7) " 更衣室

② 老人福祉センター

- 1) 1階部分 社会福祉協議会事務所
- 2) " シルバー人材センター
- 3) " 相談室
- 4) " 機能回復訓練室
- 5) " 娯楽コーナー
- 6) " 倉庫

③ 地域包括支援センター

- 1) 1階部分 地域包括支援センター事務所
- 2) " 相談室

④ その他共有施設など

- 1) 1階・2階 会議室
- 2) 1階・2階 倉庫・防災備蓄倉庫
- 3) 1階・2階 男女便所・身障者便所
- 4) 1階部分 喫茶コーナー（テナント募集）

3-2. 旧プール棟

⑤ 多目的運動場（広場）

- 1) 1階部分 多目的広場
- 2) " 事務所
- 3) " 救護室
- 4) " 器具庫・倉庫
- 5) " 野外利用も想定した多目的便所（事務所棟）
- 6) 野外利用 倉庫（事務所棟）
- 7) 2階部分 子育て支援コーナー
- 8) " 相談室

2、基本設計を踏まえた検討結果について

令和6年度 実施設計を委託するにあたり再検討を実施（別添資料2）

- ・基本設計の見直し
- ・プール部分の有効な利活用方法
- ・活用できる補助金の有無

○管理棟の既存の間仕切りについて、構造上撤去ができないことが判明。壁を抜いて各事業所の部屋を造るための間取りの変更の改修が難しくなった。また、空調環境を整える設備について大規模な改修が必要となることが判明。

○総合保健福祉施設として、屋内プール跡を多目的の屋内多目的運動場としての活用を検討したが、管理棟の空調設備改修とは別に、適切な空調環境を整える設備を整備することが困難であると判明。

⇒屋内運動施設としてはすでに総合体育館があることから、大規模な改修をしてまで屋内多目的運動場を整備する必要性がないと判断。

○特定天井の撤去費用、施設の改修工事部分について、物価高騰などから当初の改修費用の推計額を上回った。

○財源について、対象となる国・県の補助金がなく、一般財源となった。

以上から、福祉総合施設として旧町民プールの利活用は難しいと判断。

令和6年度の実実施設計を未執行とする。（令和7年6月議会にて答弁）

その他の町施設としての利活用も困難であると考えられる。

<総合保健福祉施設以外の施設利活用の検討>

管理棟については間取りの構造変更ができないことから、複数の公共施設を統合することは困難。

管理棟、屋内プール跡それぞれに空調環境を整える設備について大規模な改修が必要となることが判明したことから、屋内プール跡について防災備蓄倉庫としての利活用を検討。

⇒基礎の積載荷重が基準を満たさず、防災備蓄倉庫として活用できないことが判明。

2 今後の方針について

民間事業者に対する意向調査結果から、(民間事業者においても)町民プールをスポーツ施設として運営することは難しく、かつ、施設を取得する意向がないことから現状のまま利活用することは困難であるとのことであった。

また、「町公共施設検討会」においては、防災拠点をはじめ、保健センターなどの機能を集約させて利活用を模索するといった意見などが出されたものの、その後の町長部局における検討結果を踏まえると、他の用途に転換することも困難であると思われる。

こうした経緯を踏まえて、教育委員会としては、建物の除却も視野に、より幅広い観点から民間事業者による利活用の検討を進めていきたいと考えている。